

大和市保健福祉センター食堂運営業務に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

大和市鶴間1-3-7に所在する大和市保健福祉センター1階には、市民や施設利用者のための食堂を設置している。

今回、大和市保健福祉センター食堂運営業務の実施にあたっては、メニューや価格のみではなく、すぐれた企画力や運営力を有する事業者を選定する必要があることから、プロポーザル方式により受注候補者（以下、「候補者」という。）を選定するものとする。

2. 業務の概要

「大和市保健福祉センター食堂運営業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照。

3. 候補者の決定方法

本業務は、公募型プロポーザルにより、候補者を決定するものとする。

4. 評価委員会の設置

候補者選定に係る評価は、「大和市保健福祉センター食堂運営に係るプロポーザル評価委員会設置要領」に定める評価委員会が行うものとする。

5. 候補者決定までの流れ

プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込を行い、説明会へ参加したのち、市から参加資格有の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

市から参加資格有の通知を受けた者（以下、「参加者」という。）は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、プレゼンテーションを行い、評価を受けるものとする。

市は評価の結果、評点が上位1位となった者を「最優秀提案者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定し、まず最優秀提案者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について交渉を行うものとする。期間内に市と最優秀提案者の交渉が成立しない場合に市は次点候補者と交渉を行う。個別の日程については「15. 日程」のとおりとする。

6. 募集方法

募集については、本要領等を大和市ホームページへ掲載するとともに、広報やまなどに募集記事を掲載するなど、広く周知をはかるものとする。

7. 資格要件

参加者は、次のすべてに該当していなくてはならない。

- (1) 「かながわ電子入札共同システム」の大和市の資格者名簿に登録を済ませていること。
- (2) 令和4年11月1日現在、神奈川県内に本社または支店営業所がある事業者。
- (3) 大和市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 2年以内に、銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 6箇月以内に、手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと。
- (7) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納、未納がないこと。
- (9) 食堂営業に関して法律上必要とされる資格、免許を有するものを従事させることが出来るものであること。
- (10) 過去3年間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。
- (11) 次のいずれかに該当する者（その事実があった後2年間とする。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者も同様とする。）でないこと。
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 候補者が契約を締結することまたは候補者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由が無く契約を履行しなかった者。
 - カ アからオまでの一つに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (12) その他公平な競争の妨げになる行為・事実等がないこと。
- (13) 下記項目8の説明会に出席すること。

但し、公共的団体等の場合、上記項目のうち、(2)については令和4年11月1日現在、大和市内に事務所があることとし、(1)、(3)については該当しないとすることが出来る。

8. 説明会

具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、より市の意向に沿った企画提案の提出を促すために、次のとおり説明会を開催する。なお、本説明会への出席を本プロポーザル参加のための条件のひとつとする。

日時：令和4年12月14日（水） 10時 から 11時 （予定）

場所：大和市保健福祉センター （予定）

※説明会への参加を希望する者は、令和4年11月22日（火）16時までに「17. 問合せ先」へ電話で予約のこと。）

9. 質疑・回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問者は「質問票」に必要事項を記載のうえ電子メールに添付、もしくはFAXで「17. 問合せ先」へ送信すること。メールの場合、件名は「大和市保健福祉センター食堂運営業務に係るプロポーザルの問い合わせについて（事業者等名）」とし、FAXの場合は送信後に電話で担当にその旨を連絡して下さい。

※1 メール又はFAX以外では受け付けません。

※2 説明会への参加申込者のみ、質問することができます。

- (2) 質疑に対する回答は、応募に対して必要とされる項目のみ、説明会内に回答します。

- (3) 問い合わせの期限

令和4年11月22日（火） 16時必着

※期限を過ぎたものは無効とします。

10. 参加申込・資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、様式1-1「プロポーザル参加申込書」及び様式2「誓約書」に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、下記必要書類と共に次のとおり市に提出すること。提出後に内容の変更が生じた場合は、様式1-2「プロポーザル参加申込書記載事項変更届出書」を速やかに市に提出すること。

【必要書類】

- ① プロポーザル参加申込書（様式1-1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 履歴事項全部証明書（事業者の場合、公共的団体等で法人の場合）
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の未納がないことの証明（事業者の場合、公共的団体等で課税がある場合）
- ⑤ 食堂運営する上で必要となる資格・免許等の写し
- ⑥ 会則・規則・定款など（公共的団体等の場合）
- ⑦ 役員・会員名簿（公共的団体等の場合）
- ⑧ 直近の収支予算書・決算書、事業計画書、報告書（公共的団体等の場合）
- ⑨ 団体等の活動歴（公共的団体等の場合）

※③及び④はいずれも申請日以前3か月以内に発行されたもの

・提出先：大和市保健福祉センター5階
健康福祉部健康福祉総務課政策調整係

・提出期限：令和4年12月15日（木） 9時から
令和4年12月23日（金） 16時まで

※ただし、土日祝日を除く9時から12時及び13時から16時まで受付とする。

※郵送やFAX等による受付は行いません。必ず期限までに必要書類を全て提出先へ持参して下さい。

- (2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について令和5年1月6日（金）までに、様式4「参加資格確認結果通知書」を参加希望者に通知するものとする。

参加希望者はこの決定について、通知日の翌日から起算して3開庁日以内に、市に説明を求めることができる。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、様式3「プロポーザル参加辞退届出書」に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、令和5年1月13日（金）の16時までに、参加申込を行った窓口まで提出するものとする。

1.1. 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、説明会での説明及び仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。

① 企画提案書の提出について

様式5「企画提案書の提出について」に必要事項を記入、代表者印を押印したものを1部提出すること。

② 企画提案書

書式は任意とするが、項目19に記す「評価基準一覧表」の内容を盛り込むこととし、A4版の用紙に両面印刷とすること。提出部数は次のとおりとする。

■表紙に表題「大和市保健福祉センター食堂運營業務にかかる企画提案書」及び事業者名又は公共的団体等名を記載したものを次の部数提出すること。

- ・正本（表紙に「正本」と記載する。）1部
- ・副本（表紙に「副本」と記載する。）5部

(2) 提出期限・方法及び場所

- ・提出先：大和市保健福祉センター5階
健康福祉部健康福祉総務課政策調整係
- ・提出期限：令和5年1月6日（金）9時から
令和5年1月13日（金）16時必着

※持参の場合、土日祝日を除く9時から12時及び13時から16時まで受付とする。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※直接窓口へ持参する場合、当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者の瑕疵に因るものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り受け付ける。

※郵送（書留）・宅配による提出を選択した場合、郵送・宅配業者の都合により、提出期限を過ぎたものは受け付けない。なお、郵送（書留）・宅配で必要書類を提出する場合には、事前に電話でその旨を連絡すること。

※提出資料は返却しない。また、提出した資料の差替え及び再提出は認めない。

※企画提案参加資格を確認した後、参加資格を満たさなくなった場合には、企画提案書は受け付けない。

(3) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

(4) プレゼンテーションの実施

各参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

日時：令和5年1月23日（月） 14時開催（予定）

*詳細な日時は、参加資格決定通知後に別途連絡する。

場所：大和市保健福祉センター5階 501会議室（予定）

時間：準備5分、説明15分、質問10分を予定

※プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

※プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意すること。

※参加者の出席者は3名以内とする。

※市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

1.2. 評価

評価については、市が定める「大和市保健福祉センター食堂運営業務に係るプロポーザル評価要領」のとおり行い、最優秀提案者及び次点候補者を決定する。なお、上位1位または2位の者が同点で複数いる場合は、評価要領に定める基準により再評価を行い、順位づけを行うものとする。

1.3. 評価結果の通知

市は評価の結果について、令和5年1月27日（金）までに様式6「企画提案評価結果通知書」にて参加者に通知するものとする。参加者は評価結果に対して通知の翌日から起算して3開庁日以内に市に説明を求めることができるが、本プロポーザルによって選定した候補者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではない。

1.4. 契約締結に向けての交渉

(1) 仕様等の確定について

市は契約締結に向けて、最優秀提案者と交渉を行う。市は、最優秀提案者の選定をもって最優秀提案者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。交渉において、業務の契約の目的達成のため必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様書に反映させることができる。次点候補者においても同様とする。

(2) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

15. 日程

事務等の名称	日程等
実施要領公表	令和4年11月1日(火)
説明会参加申込及び質疑締切	令和4年11月22日(火)
説明会	令和4年12月14日(水)
参加申込	令和4年12月15日(木) 9時から 令和4年12月23日(金) 16時まで
参加資格結果の通知	令和5年1月6日(金) までに発送
企画提案書提出	令和5年1月6日(金) 9時から 令和5年1月13日(金) 16時まで
プレゼンテーション	令和5年1月23日(月)
評価結果等の通知	令和5年1月27日(金) までに発送
契約締結日(予定)	令和5年4月1日(土)
業務の履行開始	令和5年4月1日(土)

※最優秀提案者との交渉が成立した場合は、市は速やかに次点候補者にその旨及び次点候補者との交渉を行わないことを知らせる。

16. 情報公開

評価結果について、市は大和市情報公開条例に基づき公開することとし、各参加者の名称及び評価結果を公開できるものとする。ただし、個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについては非公開とする。

17. 問合せ先

大和市健康福祉部 健康福祉総務課 政策調整係
住所：〒242-0004
大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター
電話：046-260-5603
FAX：046-262-0999
e-mail：ke_fukus@city.yamato.lg.jp

18. その他

参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ・本実施要領及び仕様書に定める事項に違反した場合
- ・提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ・実施要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をほかり、接触した事実が認められた場合
- ・その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

※企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

※プロポーザルの過程で得た情報等は市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし(個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く)、参加者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

※契約者となった場合、業務実績として市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については市の許可なく開示できないこととする。

※提出された企画提案書等は返却せず市の所有物とし、組織内でコピー・配布を行う場合がある。

※実施要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ適宜市が判断するものとする。

19. 評価のポイント

大和市保健福祉センターは、高齢者や子ども連れ、身体の不自由な方などの来館者が多い公共施設であり、施設内に食堂を設置することで、施設利用者が食事のために移動する負担を軽減するとともに、メニューの種類、価格や運営体制等の面から良質なサービスを提供することで、利用者の満足度を高めることを目的とする。

また、事業を行うにあたり、スタッフの雇用や提供品に調達等について、障がい者等の雇用促進等に配慮した食堂の運営方針を提案する事業者に対しては、市の福祉施策の推進に寄与するものとして評価する。

評価基準一覧表

評価項目	評価の基準	配点
① 本事業を行うにあたっての運営方針	○市の保健福祉センター内における事業であることを踏まえ、施設利用者の利便性向上や、障がい者等の雇用促進、地元事業者との連携等に配慮した提案となっているか。	10点
② 運営体制及び業務の進行管理、人員配置等	○管理にあたる組織や人員配置は妥当か。 ○衛生管理等は適切に行えるか。 ○従業員の労働条件や教育訓練等に関する方針は適切か。 ○防犯・防災等の安全管理について、適切に取り組んでいるか。 ○営業日、営業時間は大和市保健福祉センターの利用者にとって適切か。 ○喫茶店利用以外に、利用者の利便性を向上するサービスを提供できるか。 ○接客対応は利用者が満足できるものか。 ○苦情等への対応は適切か。	15点

③ メニュー	<p>○提供するメニューの種類は利用者が満足できるものか。</p> <p>○提供するメニューの価格は、保健福祉センターの利用者が満足できる価格に設定されているか。</p>	10点
④ 営業実績	<p>○これまでの事業運営の実績は十分か。</p> <p>○事業者の財務状況に問題はないか。</p> <p>○飲食運営に必要な実績、知見は十分に認められるか。</p>	5点
⑤ 環境への配慮	<p>○省エネルギー、リサイクル等の活動に取り組んでいるか。</p> <p>○廃棄物の適切な改修や減量化の推進に取り組んでいるか。</p>	5点
⑥ PR ポイント	<p>○上記以外で優れているポイントはあるか。</p>	5点
合計		50点

以上

附 則

- 1 この要領は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、食堂運営業務の履行を開始した時点でその効力を失う。